

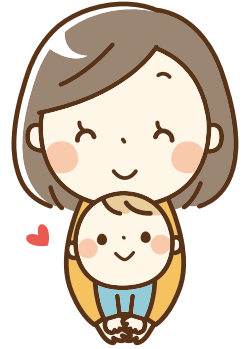
赤ちゃんの聴覚検査を受けましょう

赤ちゃんの耳の「きこえ」は、音を聞くことのほかに、「ことば」の育ちにも大きな関わりがあります。生まれた赤ちゃんの健やかな成長を見守るとき、「聞こえる」ということは当たり前のように捉えられ、「聞こえにくい」ということは考えもしないことかも知れません。

しかし、赤ちゃんの1,000人に1～2人程度の割合で、生まれつき聞こえにくい障害(難聴)があるとされています。

これを早く発見して、適切な治療や療育指導等につなげることは、赤ちゃんのことばと心の成長のために大切なことです。早く発見すれば、ことばの遅れなど、日常生活への影響を小さくすることができます。

耳のきこえに障害があるかどうかは、外見では分かりにくく、赤ちゃんの様子だけで判断することは困難です。そのため、全ての赤ちゃんに「新生児聴覚スクリーニング検査」を受けていただくことをお勧めしています。



Q

どのような検査ですか？

A

新生児聴覚スクリーニング検査は、赤ちゃんが眠っている間に、小さな音(ささやき声程度)を聞かせて反応をみる検査です。小さな音を聞かせるだけなので痛みなどを伴うものではありません。赤ちゃんに負担をかけることなく安全に、10分ほどで終了します。

この検査は、県内の分娩を取り扱う医療機関(一部の助産所を除く)で受けることができます。

なお、検査を受ける場合、検査費用(自己負担)が発生します。費用は検査を受ける医療機関により異なりますので、検査前に御確認ください。

また市町村によっては、検査費用の助成制度がある場合があります。



Q

すべての赤ちゃんが検査を受けた方がよいのですか？

A

耳のきこえに障害があるかどうかは、外見ではわかりにくく、赤ちゃんの様子だけから判断することは困難です。そのため、検査を受けられることをお勧めしますが、強制するものではありません。

検査を受けたら、結果を確認しましょう！

和歌山県



検査の結果が「パス(反応あり)」だったときは？



検査を受けた時点で、きこえの障害の心配はありません。しかし、成長の過程で中耳炎やおたふくかぜなどによってきこえの障害が起きることがあります。以後もきこえの様子に気をつけ、市町村の乳幼児健診等できこえやことばのチェックを受けましょう。心配や気になることがある場合には、かかりつけの医師、または、お住まいの市町村の保健師にご相談ください。



検査の結果が「リファー(要再検)」だったときは？

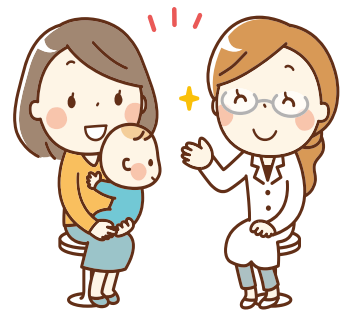


ただちに耳が聞こえていないということの意味するものではありません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体(羊水)が残っているなどの原因により、正しい反応が得られないことがありますので、再検査を受けましょう。再検査の結果が「リファー(要再検)」の場合は、専門医療機関(耳鼻咽喉科)で、詳しい検査を受けましょう。詳しい検査には、健康保険が適用されます。また、乳幼児医療費助成の対象となります。

新生児聴覚スクリーニング検査の結果は、保護者の方に同意を得たうえで、母子健康手帳に記入されます。

また、お住まいの市町村の保健師から、検査の受診状況や結果をお尋ねすることがありますが、検査でリファー(要再検)となった場合は、速やかに保健師へ報告をお願いします。必要に応じて、乳幼児きこえとことば相談の専門相談員による巡回相談を受けることができます。

その他、新生児聴覚スクリーニング検査やお子さんのきこえやことばの発達について、心配なことや分からないことがありましたら、お住まいの市町村の子育て世代包括支援センターの担当保健師にご相談ください。



お子さんのきこえやことばの発達に関する相談・お問合せ先

・乳幼児きこえとことば相談(聴覚障害児支援中核拠点)

所在地:和歌山市手平二丁目1-2
和歌山ビッグ愛6階
聴覚障害者情報センター内

TEL 080-4882-8177

E-mail w.mimi.s@watyosyokyo.or.jp



・きこえとことばの相談センター ゆうかり

所在地:和歌山市砂山南三丁目1番73号
和歌山県立和歌山ろう学校内

TEL 073-424-3276(代表)

FAX 073-424-0310

E-mail warou.shien@wakayama-c.ed.jp

和歌山県 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

健康推進課

TEL 073-441-2642

FAX 073-428-2325

障害福祉課(乳幼児きこえとことば相談)

TEL 073-441-2533

FAX 073-432-5567



地球環境保護のために、
植物油インクを使用しています。